

## 漢代における国家財政について

楠山修作

## 一

わが国における中国経済史の開拓者加藤繁氏の名論文「漢代に於ける国家財政と帝室財政との区別並に帝室財政一斑」は、漢代に国家財政と帝室財政との区別があったことを論じ、帝室財政の収入、支出、機関について詳細に述べたものであるが、その結論の部分において、国家財政の収入、支出等についても若干触れておられる<sup>①</sup>。

それでは、加藤氏は、国家財政をどのように把握しておられたのであろうか。

私が此処に国家財政というのは、(略)天下統治のための財政を指し、帝室財政というのは、(略)天子個人としての生活なり立場なりのために運転される財政を指す。国家といひ帝

室というのは、便宜上現代慣用の言葉を使ったに過ぎないのであって、或は天子の公的財政・私的財政と名づけてもよい<sup>②</sup>。

「国家財政」という加藤氏の命名は、きわめて妥当なものである、と考えるが、氏自身は、その「国家」について、右の文以上の追求はなされなかった。ただ、「国家財政」という場合の氏の国家観は、帝室財政を説くなかで自ら表れている。たとえば、氏は、帝室財政の支出の項目として、「賞賜の費」を掲げておられるが、通常の賞賜は帝室財政から支出されるとしても、特別の場合には国家財政から支出され、殊に外征の際の恩賞については、国家財政から支出された、と解し、その理由を次のように説明されている<sup>③</sup>。

私は功勞に酬いる為めの賞賜が内帑に依つたことを前に述

べた。此の標準から言えば、匈奴の首虜を得た軍士への行賞もやはり内容に依るべきはずである。しかしながら一人若しくは数人に対する数十金乃至数千金の賞賜と、幾千万人に対する数十万金の賞賜とが異つた取扱を受けるのは怪しむに足らぬ。私は、匈奴征伐の如き大戦争の際に於ける行賞の費は大司農から支出されるのが原則で、少府から支辨するのは寧ろ例外であつたろうと考える。

氏は、自ら命名された「国家」の名に牽かれて、国家財政を帝室財政を凌駕する大規模なものと考えておられたように察せられる。氏は、国家財政を扱う大司農の歳入と帝室財政を扱う少府のそれとを比較して、少府の収入の大きなことに意外の感を抱かれたらしく、次のように述べておられる。<sup>④</sup>

抑も少府は天子の私用に充つべき小蔵の義である。故に嘗て少府の創設された時代にはその収入は大司農の収入より遙に僅少であり、支出も同様であつたであろう。秦から漢に互つて少府の会計は次第に膨脹したであろう。

国家財政と帝室財政との比較は、その量、規模においてでなく、その本質的な性格の相違においてなすべきである、と私は考へる。

加藤氏の先駆的業績に敬意を払うのに吝かではないが、その国

家財政の理解、把握に関しては、今から観れば、種々の問題があるように思われる。本稿は、国家財政についての加藤説を検討批判してその実態を究明し、それによって中国古代国家の性格、構造を解明することを目的とする。なお、本稿で取扱う時代は、漢代と言っても主として前漢武帝期以前、つまり前漢前半期に限ることを始めに断わっておきたい。

① 『東洋学報』八の一・二、一九一八—一九一九、同氏『支那経済史考証』上所収。

② 同右36ページ。

③ 同右118ページ。

④ 同右148ページ。

## 二

加藤氏に従つて、国家財政の収入の主な項目のみを挙げれば、次の如くである。<sup>①</sup>

- (一) 田租 (二) 算賦 (三) 更賦 (四) 算訾及び算緡 (五) 算車船 (六) 算馬牛羊 (七) 塩鉄専売の収入 (八) 權酤の収入 (九) 均輪の収入 (十) 売爵の収入

右のうち、(四)の算緡以下は大抵武帝の時に創設されたものであり、前漢一代の有力な財源となつたのは、(一)、(二)、(三)及び(七)(武帝以後)である、とされている。

加藤氏は、國家財政の收入の中に田租を含ませておられるが、はたして、これは適當であろうか。氏が、漢代に國家財政と帝室財政との區別があつた証左として、まず挙げられたのは、史記卷30平準書の次の一文である（A、Bは便宜上筆者が附した）。

（A）量吏祿。度官用。以賦於民。（B）而山川園池市井租稅之入。自天子以至封君湯沐邑。皆各為私奉養焉。不領於天下之經費。

（A）吏祿を量り、官用を度つて、以つて民に賦す。（B）而うして山川・園池・市井の租稅の入は、天子より以つて封君の湯沐の邑に至るまで、皆各々、私の奉養と為して、天下の經費を領さず）

加藤氏は、右の（A）の部分が國家財政を、（B）の部分が帝室財政を述べたものであると解された。<sup>②</sup>

此の文の意味は、吏祿・官用即ち國政の費用は、一般人民から出す租稅即ち田租・算賦等を以つて充て、天子の奉養の費は、山川園池市井の租稅を以つて充て（略）たということに外ならぬ。（略）國費と宮廷費とに対してそれぞれ財源の一定されたことを明白に伝えて居る。

さらに、田租が國家財政に屬した傍証として、加藤氏は、衛宏の漢官旧儀に

民田積芻蕘。以給経用。備凶年。山沢魚塩市稅。以給私用。（民の田は芻蕘を積み、以つて経用に給し、凶年に備う。山沢・魚塩・市の稅は、以つて私用に給す）

とあるのを引き、文頭の「民田積」は、漢官儀に田租芻蕘。以給経用。凶年。山沢魚塩市稅。少府以給私用也。

とある故に、「民田租」とするのが正しい、とされている。

この田租を國家財政の收入に含むと解する加藤説に反対を表明されたのは、好並隆司氏である。<sup>③</sup>氏は、漢書卷24食貨志上に

有賦有稅。稅謂公田什一。及工商衡虞之入也。賦共車馬兵甲士徒之役。充實府庫。賜予之用。稅給郊社宗廟百神之祀。

天子奉養。百官祿食。庶事之費。年二十受田。六十婦田。

（賦あり、稅あり。稅とは、公田の什一及び工商衡虞よりの入を謂う。賦は、車馬・甲兵・士徒の役に供し、府庫を充實し、賜予の用とす。稅は、郊社・宗廟・百神の祀・天子の奉養・百官の祿食・庶事の費に給す。年二十にして田を受け、六十にして田を婦す）

とあるのを引き、前記平準書の「（A）量吏祿。度官用。以賦於民」の「吏祿」「官用」は、右の食貨志記載の「百官祿食」「庶事之費」に相当するものであることはまちがひなく、これはすべ

て税の支出を言っているのであるから、平準書の文を（A）と（B）との二つに切る加藤氏の読み方は問題であって、この区別は必要ないこととなる、と論じ、平準書の（A）、（B）の部分はともに帝室財政に関する叙述と見なしてよい、と主張された。また、加藤氏が傍証として引かれた漢官旧儀の文も、原文の「民田積芻藁」が正しく、芻藁（わら）は、軍馬の飼料として経用＝国家財政負担と考えられ、租とは区分してとらえるべきものである、とされた。そうして、好並氏は、次のように結論づけられる。<sup>④</sup>

田租が国家財政に入るといふ従来の定説は漢代において大司農が田租を扱ふという常識によって裏づけられていたが、上述の検討によってそれは必ずしも確定的なものではなく、かえって史記平準書、漢書食貨志の比較によると、田租は帝室財政に入っていたと考えることが少くとも前漢期においては正しいということがわかった。例えば、漢書卷六四上嚴助伝の

生民之属、皆為臣妾。人徒之衆足以奉于官之供。租、税之取足以給乘輿之御。

とある傍点部分は上述の見解からきわめて素直に読みとれるのである。

田租を国家財政から排除し、帝室財政の収入に属するとした好並氏の見解は、非常な卓見である、と私は思う。実を言えば、田租が、原来帝室財政に属するものであったことをつとに指摘されたのは、宮崎市定氏であった。<sup>⑤</sup>ただし、氏は加藤説をそのまま継いで、漢代の田租は国家財政に属すると考えられ、「（漢代の税又は租と名のつくものうち）、只田租丈が国家財政に入り、他が凡て帝室財政に入るが、恐らく田租はある時期に帝室財政から国家財政に移管されたものであろう」と推測されている。宮崎氏の説かれる「移管」が、現実には無かったものとしたのが好並説である、と言えよう。右に引いた宮崎氏の文に続く次の文は、漢代の国家財政を考えるのにきわめて示唆的な一文である。<sup>⑦</sup>

二つの財政はいかに分離したかを考えるに、帝室財政は原始的な性質を有し、もたらあつて、段々国家機能が複雑広汎になるに従つて帝室財政から国家財政が分離独立したと考えるのが自然である。現に山沢の税の中、塩鉄は武帝の時専売制度の実施と共に国家財政に移されている。果して然らば賦と税との起源を考えることは同時に国家財政と帝室財政との起源を考えることになるわけである。

ところで、国家財政の主な収入から田租を除くと、残るのは、加藤説では、算賦と更賦となる（武帝以前）。漢代に、算賦、更

賦、口賦という三種の賦があった、というのが、現今学界の通説のようになってゐる。しかし、既に別の場所で述べたことであるが、私見によれば、算、更、口は、賦を修飾または限定する辞ではなく、それぞれ独立した税目としなければならぬ、すなわち、算賦、更賦、口賦は、それぞれ、算(錢)と賦(錢)、更(錢)と賦(錢)、口(錢)と賦(錢)に分けるべき性質のものである。しかも、ここで注目すべきは、算錢、更錢、口錢は、いずれも税のカテゴリに入り、帝室財政に属した、という事実である。

太平御覽卷67治道部八賦斂に引く後漢の人桓譚の新論に

漢定以來。百姓賦斂。一歳為四十余万々。吏俸用其半。余二十万々。藏於都内。為禁錢。少府所領園地作務之八十三万々。以給宮室供養諸賞賜。

(漢定まりて以来、百姓の賦斂は一歳に四十余万々なり。吏俸はその半ばを用い、二十万々を余す。都内に藏して禁錢となす。少府領する所の園地作務の八十三万々は、以って宮室の供養、諸賞賜に給す)

とあり、加藤氏は、前半部を国家財政の、「少府云々」以下の後半部を帝室財政の記述と考えておられるが、<sup>⑤</sup>吏俸は、食貨志の謂う「百官禄食」に他ならず、禁錢は天子の錢であり、食貨志の「天子奉養」に他ならない。すなわち、新論の文全体が、帝室財政の

みについて述べているのである、というのが私の考えである。打ち明けて言えば、算錢の用途を考える過程で、加藤氏の国家財政の解釈に疑問を抱いたのが、本論文の出発点であった。

もしも私の考えが正しく、算賦、更賦という税目が存在しなかった、となると、賦(錢)のみが、国家財政の主要な財源となった、と考えねばならない。平準書に

大農上塩鉄丞孔僅・咸陽言。山海天地之藏也。皆宜属少府。陛下不私。以属大農佐賦。

(大農、塩鉄丞孔僅・咸陽の言を上る。山海は天地の藏なり。皆宜しく少府に属すべし。陛下、私せずして、以って大農に属して賦を佐けしめよ。)

とあり、武帝に塩鉄専売策を採るよう勧める上奏文の冒頭の条である。「以って大農に属して賦を佐けしめよ」。言い得て妙。賦が国家財政の主要な財源であることを一言にして表現しつくしている恰好の史料ではあるまいか。

① 同右145～146ページ。

② 同右37ページ。

③ 好並隆司氏「前漢帝国の二重構造と時代規定」(『歴史学研究』一九七一年八月号、同氏)『秦漢帝国史研究』所収。

④ 同右「Ⅱ 収奪機構の二重性」(同右書162～168ページ)。

⑤ 宮崎市定氏「古代中国賦税制度」(『史林』十八・二・三・四、一九

三三、同氏『アジア史研究』第一所収。

⑥ 同右書71ページ。

⑦ 同右同ページ。

⑧ 「算賦課徴の対象について」(『海南高校研究紀要』一、一九六七、

拙著『中国古代史論集』所収)。

⑨ 「漢代の算賦について」(『東方学』六四、一九八二)。

加藤前掲書147〜148ページ。

### 三

国家財政の収入の大宗が賦であった、となると、その用途は何であつたのであろうか。漢書卷23刑法志に

畿方千里。有税有賦。税以足食。賦以足兵。

(畿内は方千里にして、税あり、賦あり。税は以つて食を足らわし、賦は以つて兵を足らわす)

とあり、賦は兵(武器)の費用となることを述べている。これはあまりに端的に過ぎるきらいがある、となれば、前述の好並氏の文に引かれた食貨志の記載が、賦の用途を知るに適した資料であるといえよう。刑法志、食貨志の賦税の記述は、殷周の盛世のこととことわつてあるが、漢代になお賦と税との区別が存在したことは、既に宮崎氏が論証されたところである<sup>①</sup>。

さて、食貨志の言うところでは、賦は、車馬・甲兵・士徒の役に供し、府庫を充実し、賜子の用とする。これを順序を変えて箇

条書にすれば、次のようになるであろう<sup>②</sup>。

(一) 兵器(甲兵)

(二) 軍用車馬(車馬)

(三) 軍隊供養(士徒)

(四) 軍功賞賜(賜予)

(五) 捕虜への支給(賜予)

(六) 軍糧貯蔵(府庫)

ひるがえつて、加藤氏の挙げられた国家財政の支出の主な項目は次の如くである<sup>③</sup>。

(一)在京官吏の俸禄 (二)祭祀の費 (三)土木の費 (四)軍隊供養の費 (五)軍用車馬及び兵器の費 (六)京師諸官庁の事務費

右のうち、もっとも費用がかさんだのは、(一)、(四)、(五)であろう、即ち俸禄と軍費であろう、と説明されている。

国家財政の収入から田租、算銭を除くならば、(一)、(六)の二項は、むしろ帝室財政に入れられるべきものであろう。また、

(二)、(三)は、それぞれ太常、将作大匠の管轄にかかり、やはり帝室財政の支出項目に含めるべきであろう。そうすると、残るのは(四)、(五)の二項目である。この二項目を更に分解細分

たのが、私が挙げた六項目である。いずれにしても、国家財政の

主要な用途は、軍事費であった、と断言してよいと考える。

刑法志に「賦は兵を足らわす」とあったように、軍事費の中でも突出して高い比重を占めていたのが、武器の製造費、管理費であった。漢書卷一高帝紀漢王四年八月の条に

初為算賦

(初めて、算と賦の制度をつくる)

とあり、注に

如淳曰。漢儀注。民年十五以上至五十六。出賦錢。人百二

十為一算。為治庫兵車馬。

(如淳曰く、漢の儀注に、民の年十五以上五十六に至るものは賦錢を出す。人ごとに百二十錢、一算と為す。庫兵・車馬

を為治す)

とあり、賦の徴収する目的が庫兵(武器庫に蔵する兵器)、車馬(戦車、軍馬)であったことが示されている。

加藤氏は、国家財政と帝室財政との区別があった証として漢書卷77毋將隆伝の

大司農錢。自乘輿不以給共養。共養勞賜。宍出少府。蓋不

以本藏給末用。不以民力共浮費。別公私示正路也。

(大司農の錢は、乘輿よりして以って供養に給さず。供養勞賜は宍に少府より出す。蓋し本藏を以って末用に給さず。民

力を以って浮費に供さず。公私を別って正路を示すなり。)

とあるのを引かれているが、賦の用途を知るには、この文の前後を参照することが、大変有用である、と考えるので次に引いてみたい。まず、その前の文である。

哀帝即位。……(毋將隆)以高第入為京兆尹。遷執金吾。

時侍中董賢方貴。上使中黃門發武庫兵。前後十輩。送董賢及

上乳母王阿舍。隆奏言。武庫兵器天下公用。國家武備。繕治

造作。皆度大司農錢。

(哀帝即位す。……(毋將隆)高第を以って入りて京兆尹と

為る。執金吾に遷る。時に侍中董賢まさに貴ばる。上、中黃門をして武庫の兵を發せしめること前後十輩。董賢及び上の

乳母王阿の舍に送る。隆奏言すらく、武庫の兵器は天下の公

用にして國家の武備なり。繕治造作は皆大司農の錢を度る。)

すなわち、哀帝が亂暴にも、武庫の兵器を寵臣の董賢や乳母の

王阿の家に十回も送ったので、毋將隆が固くこれを諫めたのであった。この後に加藤氏の引いた文が続ぎ、その後には次の文が続く。

古者。諸侯方伯得顯征伐。酒賜斧鉞。漢家辺吏。職在距寇。

亦賜武庫兵。皆任其事。然後蒙之。春秋之義。家不藏甲。所

以抑臣威。損私力也。今賢等便僻弄臣。私恩微妾。而以天下

公用給其私門。契國威器。共其家備。民力分於弄臣。武兵設

於徵妾。建立非宜。以広驕僭。非所以示四方。孔子曰。奚取於三家之堂。臣請收還武庫。上不説。

（いにしえ、諸侯方伯は、征伐を専らにするを得て、すなわち斧鉞を賜う。漢家の辺吏、職は寇を距ぐに在り。亦、武庫の兵器を賜わり、皆、其の事に任じ、然る後、之を受く。春秋の義に、家に甲を蔵さず、臣の威を抑え、私力を損ずる所になり。今、賢ら便僻の弄臣、私恩の徵妾、而うして天下の公用を以て其の私門に給す。國の威器を契つて其の家備に供す。民力は弄臣に分かれたれ、武兵は徵妾に設けらる。建立宜しきに非ず。以て驕僭を廣くす。以て四方に示す所以に非ざる也。孔子曰く。奚ぞ三家の室に取らんやと。臣請う、武庫に收還されんことを、と。上説ばず。）

從軍する兵士の携行する武器が、自前でまかなわれたのか、國家なり主君なりが調達して与えたのか、古來議論の岐れるところであるが、少くとも漢代においては後者の形態がとられたことが、毋將隆の上言によって明白である。

漢の國境をおびやかしたのは、独り匈奴のみではなかった。元鼎五年には南越が反乱をおこし、西羌が侵入してきている。平準書に

中國繕道餽糧。遠者三千。近者千余里。皆仰給大農。辺兵

不足。乃斃武庫・工官兵器以贍之。車騎馬乏絶。臬官錢少。買馬難得。乃著令。令封君以下至三百石以上吏。以差出牝馬天下亭。亭有畜牝馬。歲課息。

（中國、道を繕い糧を餽ること、遠き者は三千、近き者は千余里。皆給を大農に仰ぐ。辺の兵器足らず。乃ち武庫、工官の兵器を發して以てこれを贍らす。車騎の馬乏絶す。臬官錢少なく、馬をかうに得難し。乃ち著令して、封君以下三百石以上の吏に至るまで、差を以て牝馬を天下の亭より出ださしむ。亭に牝馬を畜うあれば、歲ごとに息を課す。）

とあり、辺境への道路の修理、軍糧の輸送の費用は大司農が負担している。武器の不足は武庫から補充しているが、これまた、大司農の費用から出ている。車騎、またこれを牽く軍馬も大司農が負担する。一切の軍事費を大司農が負担するのであるから、紛争の規模が拡大したり、永びいたりすると欠乏を招く。

漢書卷64下賈捐之伝に、彼が珠崖の反乱を討伐することに反対して元帝に上った文に

臣竊以。住者羌軍言之。暴師曾未一年。兵出不踰千里。費四十余万々。大司農錢尽。酒以少府禁錢統之。夫一隅為不善。費尚如此。況於勞師遠攻亡士毋功乎。

（臣ひそかに思えらく、さきの羌軍にて之を言わんに、師を



さらすことかつて未だ一年にならず、兵出でて千里を越えざるに、費四十余万々にして大司農の錢尽きたりき。すなわち少府の禁錢を以てて之を續ぐ。夫れ一隅の善からざるためにして費尚かくの如し。いわんや師を勞して遠く攻め、士を亡くして功なきにおいてをや。

とあり、羌軍を伐つためのみでも大司農の錢すなわち国家財政の收入を使い果たし、禁錢つまり帝室財政をもつて補填したことが指摘されている。<sup>⑨</sup>

さらに平準書に

漢連兵三歲。誅羌。滅南越。番禺以西至蜀南者。置初郡十七。且以其故俗治。毋賦稅。南陽・漢中以往郡。各以地給初郡吏卒奉食・幣物・伝車馬・被具。而初郡時時小反。殺吏。漢發南方吏卒。往誅之。聞歲万余人。費皆仰給大農。大農以均輸調塩鉄。助賦。故能贍之。然兵所過県。為以管給毋乏而已。不敢言擅賦矣。

（漢、兵を連ぬること三歲。羌を誅し、南越を滅ぼす。番禺以西、蜀の南に至る者、初郡十七を置く。且つ其の故俗を以て治め賦税なし。南陽・漢中以往の郡は、各おの地の比するを以て初郡の吏卒の奉食・幣物・伝車馬・被具を給す。而も初郡は時々小しく反して吏を殺す。漢、南方の吏卒を發

し、往かして之を誅すること、間、歳に万余人。費は皆給を大農に仰ぐ。大農、均輸を以て塩鉄を調し、賦を助く。故に能くこれに贍らす。然して、兵の過ぎし所の県は、為めに管を以て給し、乏しきこと毋らしめしのみ。敢えて擅賦の法を言わず。）

とあり、南方に置いた郡の反乱鎮圧費も国家財政から支出されているが、賦のみでは不足するので、均輸法を適用して補充したり、軍隊の通過した県では、必要物資を供給して不足のないような措置をとっている。最後の「擅賦の法」は難解であるが、軍事費は賦のみによってまかなうという原則を規定した法規ではなからうか。<sup>⑩</sup>

① 宮崎前掲論文。

② 本稿は、国家財政について、包括的、体系的に叙述することを目的としているのではない。したがって、支出の六箇条について、いち／＼挙例するのを避けるが、史記平準書を参照していただければ、と願う。ただ、畏友永田英正氏が集成された居延漢簡中に、前線の隊長の月俸が賦錢から支給された面白い資料がみえるので紹介しておく。

居延甲渠次春隊長徐當時

未得七月尽九月積三月奉用錢千八百

神爵二年正月庚午除

已得賦錢千八百

五七・八四一三四 甲三九九（圖版11）

「居延漢簡の集成」二（『東方學報』四七、一九七四、273ページ）

広谷慈長韓昌 未得本始三年正月尽三月截三月奉用钱千八百  
元鳳元年辛丑除 巳得河内賦錢千八百

四九八・八四八五 甲一八九四

「同」三(『東方學報』五一、一九七九、508ページ)

右二簡、ともに「俸錢の還払いに關するものであり」、「巳得」という文辭からして、「未払いの俸錢の受領簿と考えられる。何らかの事情で内地からの賦錢の到着が遅れたための結果である」と永田氏は解説しておられる。なお、賦錢が、前線の將兵の給料に充当されたことに言及した論稿に、守屋美都雄氏「父老」(『東洋史研究』一四一・二、一九五五、同氏『中国古代の家族と國家』199ページ、211ページ)がある。

③ 加藤前掲書146〜147ページ。

④ 漢書卷19上上官公卿表

奉常。秦官、掌宗廟禮儀。景帝中六年。更名太常。

⑤ 同右

將作少府。秦官。掌治宮室。有兩丞左右中候。景帝中六年。更名將作大匠。

⑥ 前述の拙稿「漢代の算錢について」参照。

⑦ 加藤前掲書37ページ。

⑧ 宮崎前掲論文、第二節 賦の発達 参照。

⑨ 平中芥次氏「秦漢時代の財政構造」(『古代史講座』5、古代國家の構造(下)一九六二、同氏『中国古代の田制と税法』所収、387ページ)。

⑩ 加藤氏は、岩波文庫訳注本(61ページ)において

擅は經の誤りなり。經賦は經常の賦税。經賦の法を言わずとは収支相ならしむるに急に於て、經常の税法を顧みるに違あらざるの意なり。

と解しておられる。

これは、集解の引く徐広の説を採っておられるのであるが、擅を「ほしいままに賦を徴収する」の意とする何焯の説もある。前者の方が穏当な解釈であろう。

#### 四

国家財政の収入の大部分が、人民から徴収する賦に依存していたとすれば、この賦を負担し提供する人民こそが、國家の担い手であり、構成者であったと言つてよいであろう。

先に引いた漢儀注には、「民の年十五以上五十六に至るものは賦錢を出す」とあったが、私は、かつて、この「民」は男性のみを意味する、と主張したことがある<sup>①</sup>。そういうことを言ったのは、自分が最初であろうと考えていたが、吉田虎雄氏の『兩漢租税の研究』中に次のような文が載せてある<sup>②</sup>。

その(貢賦の筆注)六十三錢は丁男のみに課したものが、或はまた老幼婦女を問わず一律に之を徴収したものが明らかでないが、思うにこれは算賦と同じく十五歳より五十六歳までの丁男のみに課したものであろう。(傍点は筆者が付した)

吉田氏の著書には、右以外に賦が男性のみを課徴の対象としたことを述べた部分がなく、したがって、そのことの意義について

は、なんら触れられるところが見られない。しかし、氏ほどの碩学が、右のように考えておられたという事実は、大いに人意を強くするものである。

賦の課徴の対象が、十五歳以上五十六歳以下の男子であることを論じたときに、私は、その賦を提供する丁男が、爵(民爵)賜与の対象と一致することを指摘しておいた。<sup>④</sup>

しからば、漢代の国家財政という場合の「国家」を構成していたのは、爵を有し賦を負担する人民であった、ということになる。この人民は、すべての丁男であったわけではない。それでは、どのような人々がこの国家(仮に爵賦制国家とよぶことにする)の構成者であったのであろうか。それは、一口に言って、良とされ民(良民)であった、と考えられる。史記卷109李將軍列伝に

孝文帝十四年。匈奴大入蕭關。而(李)広以良家子從軍擊胡(孝文帝の十四年、匈奴大いに蕭關に入る。而うして李広は良家の子なるを以って軍に従い胡を撃つ)

とあり、索隠に

案如淳云。良家子。非医巫商賈百工也。

(案ずるに如淳云う、良家の子とは、医・巫・商賈・百工に非ざるものなり、と。)

とあり、医者、占卜者、商人、手工業者は、良から除かれていた。

良家については、もう一つの説がある。漢書卷28下地理志の秦地の条に

漢興。六郡良家子。選給羽林・期門。

(漢興りて、六郡の良家の子は、選ばれて羽林・期門に給せらる。)

とあり、注に

如淳曰。医・商賈・百工不得予也。師古曰。六郡謂隴西・天水・安定・北地・上郡・西河。(下略)

(如淳曰く、医・商賈・百工は預かるを得ず、と。顔師古曰く、六郡とは、隴西・天水・安定・北地・上郡・西河を謂う、と。)

とあり、如淳の説明は前引のものと同じいが、顔師古は、六郡の説明をおこなっている。そこから、良家というのをこの六郡出身者に限るといふ説が出てきた。

馬非百氏が、近著『塩鉄論簡注』で述べている良家の説明などは、その代表的な例である。<sup>④</sup>氏によれば、良家とは、漢代人が隴西等の六郡中の少数民族に与えた特定の呼称である。それ故、良家を医・商賈・百工以外の普通平民とする旧い注説は誤りであるとされている。しかし、私は、氏の良家の解釈には従えない。管子の問篇に

問。郷之良家。其所収養者。幾何人矣。

（郷の良家、その収養する所の者は幾何人なるかを問う）

とあり、この郷は、隴西等の六郡と限定されたものではなく、もっと普遍的、一般的な呼称である、と考えられる。塩鉄論に載せられた良家も同様であろう。

「邑（郷）の良」が一字となったのが、「郎」である。郎選の制度は戦国の秦に始まり、漢に継がれたらしい。史記卷126滑稽列伝中の秦の倡朱儒優旃の伝に、彼の機知により陞楯の郎が雨中に立つ仕事から半分ずつ交替することを得るようになった、という興味ある話を載せるが、これによっても秦に郎の制度があったことは明らかである。

もともと、良、郎という考えは、秦に始まったものであるから、秦の領土であった隴西等の六郡に限定されたのは当然である。しかし、秦が全国を統一し、漢がその後を襲って全国を支配した段階で、良家の制度は、全国的に広く適用され、普遍化していったものであろう。馬氏の高説に従えない所以である。医者、商人、手工業者を除くという原則が秦代から立てられていたに違いなく、この原則は、全国的な良家指定にも適用されたのであって、如淳の注は、まさにそのことを指しているであろう。

如淳の説明とは別に、清の周寿昌は、漢書卷54李広伝にみえる

良家子について

漢制。凡從軍不在七科謫内者。謂之良家子。

（漢制にては、凡そ軍に従い七科謫内に在らざる者は、これを良家子と謂う。）

と注している。七科の謫とは、漢書卷6武帝紀天漢四年春正月の条に張晏が

吏有罪一。亡命二。贅壻三。賈人四。故有市籍五。父母有市籍六。大父母有市籍七。凡七科也。

（吏の罪あるもの一、亡命者二、贅壻三、賈人四、故と市籍あるもの五、父母の市籍あるもの六、大父母の市籍あるもの七、凡て七科なり）。

七、凡て七科なり）。

と注している七科のものである。すなわち、(1)吏の罪を犯したものの、(2)亡命者で戸籍から脱漏しているもの、(3)贅壻 (4)商人 (5)過去に商人であったもの、(6)父母が商人であったもの、(7)祖父母が商人であったもの、の七種類である。ここで問題となるのは、(3)贅壻である。西嶋定生氏は債務奴隸と解しておられるが、片倉穰氏は、周寿昌は奴婢にはふれていない、と述べておられるから、贅壻を奴隸とは解されなかったようである。<sup>⑦</sup>

史記滑稽列伝に

淳于髡者。齊之贅壻也。

(淳于髡なる者は、齊の贅婿なり)

とあり、唐の司馬貞の索隱に

贅婿。女之夫也。比於子。如人疣贅。是余剩之物也。

(贅婿とは娘の夫なり。子に比ぶれば人の疣贅の如し。是れ余剩の物なり)

とあり、入り婿の意味に解している。この方が奴隸と解するよりも妥当ではなからうか。七科讎のうち、(4)、(5)、(6)、(7)は、如淳の言う商賈で括れるであろうから、結局、如淳、周寿昌の説を総合して、良家から排除されるものは、(1)吏で罪を犯したものの、(2)戸籍から脱漏したもの、(3)入り婿(婿養子)、(4)医者、(5)商人、(6)手工業者としてよい、と考える。他に奴婢(奴隸)も当然良家から排除されていたにちがいない。

それでは、右の(1)乃至(6)、並びに奴婢を排除した良家の実態は何であったであろうか。それは、言うまでもなく、当時の人民の大部分を占めていた農民であった、と思われる。

かつて浜口重国氏が、「中国史上の古代社会問題に関する覚書」の中において、次のように述べておられる。<sup>⑧</sup>

秦漢時代は国民の九分通りまでが農民であり、この農民の大部分が自作農であり自由農民でありました。従って秦及び兩漢は自由農民を基礎とした国家であり社会であったと言っ

て差支えありません。

右の文中の自作農(自由農民)は、農業を主とするが、一旦緩急あれば武器を手にして戦場に趨き戦士となる存在であり、彼こそが、爵を有し、賦を提供する爵賦制国家の担い手であり構成員であった。

皇帝を頂点とし、爵制的秩序を基礎にして十六歳以上五十六歳以下の良家出身の男子壮丁によって構成された国家、国家財政と呼ぶときの国家はまさにこのような国家であった、と私は考える。エンゲルスは、古い氏族組織に対する国家の第二の特徴として、公的権力の創設を挙げ、この公的権力を維持するためには、国民の抛金すなわち租税が必要であった、と説明している。<sup>⑨</sup> また、彼は、ローマにおける公的権力は、兵役義務のある市民階級の手にあって、ただに奴隸に対してのみならず、また軍務及び武装から除外された所謂プロレタリアに対しても向けられた、と述べている。<sup>⑩</sup> うつして、以って中国古代国家の説明とするに相応しい。

どういうものか、わが国の学界では、農民の地位を低く見る癖が強いようであるが、中国古代国家における支配階級は、自作農(自由農民)であったことに注意を喚起したい、と考える。被支配階級は、もちろん、奴隸すなわち奴婢(臣妾)である。再びエンゲルスを引けば、「古代国家はなによりもまず奴隸を抑圧する

ための奴隸所有者の国家であった。<sup>⑧</sup>

中国古代においては、奴隸の数が少なかったと考えられること、従って、奴隸労働の生産(主として農業生産)に占める割合が比較的軽微であったと推測されること、これらの理由によって、秦漢時代をエンゲルスの言うような古代国家と認めることを肯んじない傾向もうかがえる。しかし、奴隸労働の比重が、たとえばローマなどに比べて低かったとしても、支配被支配の構造から見る限り、秦漢国家(爵賦制国家)は、れっきとした古代国家(エンゲルスの言う)であった、と断言して差支えないものである、と考える。

① 二の註⑧の拙稿参照。

② 同書、第十節 貢賦 156ページ。このことは、佐藤武敏氏の御教示で知った。似んてお礼申し上げる。  
ただし、吉田氏は、他の場所では、

◎算賦は十五歳以上五十五歳までの民に課する人頭税であって、(略) 惠帝の六年に更に女子年十五以上三十までの者にして、未だ嫁せざるものは五算を徴した。(略) 未婚の女子に五算を課したのは、人口の増加を謀るためであろう(90ページ)。

◎光武の時、子を産みたる者に対し三月間算賦を免除することとした(91ページ)。

◎管に丁男に対し、その身に税した上に、尚お之を役するのみならず、幼童婦女に至るまで、七歳以上の者には悉く口算を課し、その上尚お每人献費として六十三銭を課したのである(96ページ)

などと述べておられる。

③ 前掲拙稿「算賦課徴の対象について」。最近、榎山明氏が、「爵制論の再検討」(『新しい歴史学のために』一七八、一九八五)において、西嶋定生氏の爵制論を鋭く批判し、民爵賜与を共同飲酒儀礼のしがらみから解放された。その中で、「賦と爵とは、ともに戦国軍事から生まれた双生児であった」という私の言が、はじめてとりあげられている。

④ 馬非百氏注釈『塩鉄論簡注』中華書局、一九八四、41ページ。禁耕篇の  
良家は道次発僦運。塩鉄煩費。  
良家は道次を以って僦運を発し、塩鉄費を煩わす)

の注釈である。  
⑤ 良家について

宮崎市定氏前掲論文。他に同氏「中国上代は封建制か都市国家か」(『史林』三三一―二、一九五〇)、同氏『アジア史研究』第三所収、同氏「九品官人法の研究」第二編 第一章 漢代制度一斑、80―81ページ他。

片倉稜氏「漢唐間における良家の一解釈」(『史林』四八―六、一九六五)。

米田賢次郎氏「良家子雑感」(『東洋史研究』二六―四、一九六八)。

⑥ 西嶋定生氏「中国古代帝國の形成と構造」第二章、第三節 民爵賜与の対象、246ページ)。

⑦ 片倉前掲論文。

⑧ 浜口重国氏「唐王朝の賤人制度」所収、554ページ。

⑨ 『家族、私有財産および国家の起源』(『マルクス・エンゲルス全集 第21巻』所収)、九 未開と文明 169―170ページ。

⑩ 同右、六、ローマの氏族と国家 131ページ。

⑩ このことは、わが国の東洋史学の生成、発展した時期が、地主小作制の支配的であった時期であった、という事実と無縁ではないと考えるが、今は、触れないこととする。

⑪ 『起原』171ページ。

## 五

前節で述べたように、爵賦制国家においては、民爵を所持することは、すなわち、支配階級の側に所属することであった。それ故、爵を所有することは、この古代国家にあつては、何よりも望ましいことであつた。史記卷129貨殖列伝に

齊俗賤奴虜。而刁閑獨愛貴之。桀黠奴。人之所患也。唯刁閑取取。使之逐漁鹽商賈之利。或連車騎。交守相。然愈益任之。終得其力。起富教千萬。故曰。寧爵毋刁。言其能使家奴自饒而尽其力。

(齊の俗は奴虜を賤しむ。而して刁閑は独り之を愛貴す。桀黠の奴は人の患うる所なり。唯だ刁閑、收め取りて、之をして漁鹽商賈の利を逐わしむ。或いは車騎を連ねて守・相に交わる。然れども愈益々之に任ず。終に其の力を得て富を起すこと数百万。故に曰く、「寧爵毋刁」と。其の能く家奴をして自ら饒かにして而して其の力を尽さしむるを言う。)

とあり、文中、問題となるのは、「寧爵毋刁」の四字である。

まず、このことを吐いたのは、刁閑に使役されていた奴隸か否か、という問題がある。貨殖列伝には、「故曰」という例が、これ以外に四箇条検出できる。

(1) 管子修之。(中略)是以齊富強至於威宣也。故曰倉廩實而知礼節。衣食足而知榮辱。(下略)

(2) 諺曰。千金之子。不死於市。此非空言也。故曰。天下熙熙。皆為利來。(下略)

(3) 白圭乘時變。故人棄我取。人取我與。(中略)故曰。吾治生產。猶伊尹・呂尚之謀。孫吳用兵。商鞅行法。是也。

(4) 亦歲万息二千。戶百万之家。則二十万。(中略)故曰。陸地牧馬二百蹄。(下略)。

右のうち、「故に曰く」の主語がはっきりしているのは、(3)の白圭のケースのみである。しかし、これとて、清の錢大昕は、白圭は魏の文侯に仕えた人で、魏の文侯薨じて二十五年後に秦の孝公が即位したのであるから、史記の記載は誤っている、と批判を加えている。①「故曰」というのは、世間では一般にこのように言われている、というような漠然とした意味で使われているようにある。②

錢大昕は、「寧爵毋刁」について、古音爵与醜近。服虔左伝解詁云。爵者醜也。所以醜尽其材也。此以刁爵合韻。亦說爵如醜。

（古音にては、爵と醜は近し。服虔の左伝解詁に云う。爵とは醜なり、と。醜は以って其の材を尽くす所なり。此れ、刁爵韻を合す、亦爵を読んで醜の如くす。）

と述べている。押韻するのは諺に多い例で、右の(2)に「千金之子不死於市」とあったが、また、同じく貨殖列伝に

諺曰。百里不販樵。千里不販糶。居之一歳。種之以穀。十歳樹之以木。百歳來之以徳。

とあり、いずれも押韻している。このように見てくると、「寧毋刁」も諺に近いような表現であったとみなさねばならず、刁間の奴隸たちの言とは信じ難い。西嶋定生氏は、「奴隸の身分から解放され民となって爵をもつよりも、奴隸の身分のまま刁間のことにとどまっているほうがぞましいということを刁間の奴隸がいったものである、と解釈したほうがよいのである。」と解しておられるが、<sup>④</sup>奴隸の身分であるものが、自らを解放するか、或いは、刁間のもとにとどまるか、というような選択の余地があるはずがない。七科の謫の商人の身分（市籍）から脱け出すのにも三代の経過を要するのは、すでに見てきたとおりである。このように考えて、「寧毋刁」を解するならば、「寧んの爵ぞ、刁の奴にしくは無し」と解し、爵を持つ民と、刁間に使われる奴隸の生活状態を比較し、刁間の奴隸の生活のめくまれていることを言っ

たものである、と読みとるべきであろう。

爵（民爵）を保持することがいかに有利であるか、いかに望ましいことであるか、を理解することを前提として、はじめて生きてくる俚言の類であったと言えよう。

本稿で述べた爵賦制国家（真実の意味での古代国家）の起原はいつか、というと、それは、やはり秦の商鞅の改革に始まる、と私は考える。そのことについて述べることは別の機会に譲りたい。また、古代国家の終末はいつか、と聴かれるならば、これは、その起原ほど判然とはしないが、まず後漢時代（長い過渡期となるが）と答えない。既に前漢末において、反徒が武庫を襲撃して武器を奪取するという記事が散見する。<sup>⑤</sup>武庫こそは、古代国家ゲバルトの象徴であり、その集中的表現であった。反乱が鎮圧されたとは言え、古代国家そのものは、深刻な倒壊の危機にたち至っていたことを観取することができる。

① 『二十二史考異』巻5。

② 「故曰」の四例に徴しても、この故を論理的な故と断じるほどの理由はない、と思う。宮崎氏「七支刀銘文試釈」（『東方学』六四、一九八二）参照。

③ 『二十二史考異』巻5。

④ 西嶋前掲書240ページ。

⑤ 影山剛氏「中国古代の商工業と専売制」Ⅳ 中国古代の製鉄手工業と専売制、特に300〜302ページ。



山田勝芳氏は、前漢前期の財政機構図を作成し、国家財政の収入として次の項目を挙げておられる。<sup>①</sup>

①算賦 ②田租 ③公田 ④菑糞税・(吏賦・売官爵・贖罪)  
本稿で論じたところを基本にして項目を掲げれば次の如くなるであろう。

①賦(錢) ②売官・爵の収入 ③贖罪納付金 ④菑糞税  
⑤受爵のための納粟 ⑥公田 ⑦帝室財政からの融資(但し  
経常的な収入ではない)

右のうち、もっとも重要であり、根幹をなすのは①の賦である

ことは、本稿で述べたとおりであり、②以下の収入は補足的、第二義的なものにすぎない。

本論文には、特に結論を必要としない。ただ、複雑な事象を余りにも簡略化しすぎている<sup>きらい</sup>がある、という批判を蒙りそうである。私は、簡略化し得ることなら簡略化するに越したことはない、否、むしろ、それは、歴史を学ぶ者の責務である、とさえ考えている。

① 山田勝芳氏「均輸平準と桑弘羊——中国古代における財政と商業——」『東洋史研究』四十一—三、一九八一。

（一九八五年十二月三十日稿）

（和歌山県立陵雲高等学校教頭